

人権教育・啓発に関連する独自の取り組み

本市には、さまざまな地域資源が存在しており、特に知的遺産は、本市の重要な人権課題に関わるものがあります。以下の取り組みは、直接人権施策に関わるものではありませんが、これらの取り組みを支援することによって、私たちの生活の場に密着した形で人権教育・啓発を目指します。

熊野学

近年、全国の自治体で「地域学」的な取り組み・実践を行う動きがあり、本市においても「熊野学」の取り組みが行われ、「地域学サミット」を本市で、「熊野学フォーラム」を東京で開催しています。こうした取り組みを通して、一見「地の果て」あるいは「周縁」に見える「新宮」という場所が、実際には「自然」という側面からも、「歴史」「文化」などの人文的な側面からも豊かな地域資源を持った場所であるということをアピールしています。「新宮」というローカルな場所を見直すこと、これこそが中央集権的なナショナル・ヒストリーからは見えてこない、「新宮」という場所が持つ力やダイナミズムを掘り起こす「地域史」「民衆史」の実践であると言えます。

大逆事件犠牲者の顕彰

1910(明治43)年5月、明治天皇の暗殺企図の名目で幸徳秋水ら26人が逮捕、1911(明治44)年1月、24人に死刑判決が出され、天皇の特赦がおりなかった12人が判決後すぐに処刑されました。これが「大逆事件」です。逮捕者の中に大石誠之助ら6人の「新宮グループ」が含まれていました。この事件は「でっちあげ」であり、「天皇」を口実にした「思想・良心への弾圧」でありました。本市では第2次大戦直後より「大逆事件」犠牲者の名誉回復の動きが起こり、史実の掘り起こしが行われてきました。2001(平成13)年9月には市議会において全会一致で「大逆事件」犠牲者の名誉回復と顕彰が決議されました。一連の取り組みは、大日本帝国憲法下での人権弾圧の反省にたった、日本国憲法に謳われた「思想・良心の自由」(第19条)や「集会・結社・表現の自由」(第21条)などの自由権的基本権の擁護であり、こうしたことから「生存権」(第25条)や「教育権」(第26条)の保障へとつながります。同時に、「新宮グループ」の足跡をたどることによって、「新宮」という地域の豊かな知的遺産の系譜を見直すことにもつながっていきます。本市では、こうした取り組みの支援や成果の発信を通じて、「新宮」という生活の場にねざした形で人権啓発に役立てたいと考えています。

表紙は、ヤタガラス(八咫鳥)をイラスト化したものです。

ヤタガラスは、熊野三山の神の使いといわれる三本足の霊鳥です。また、太陽のシンボルであり、古くに「南山」と呼ばれた熊野にふさわしい霊鳥とされています。日本サッカー協会のマークとしてもなじみです。



新宮市人権教育・啓発推進計画 <ダイジェスト版>

2009(平成21)年9月発行

新宮市役所 総務部人権啓発課

〒647-8555 和歌山県新宮市春日1番1号
TEL0735-23-3333
<Email>zinken@city.shingu.lg.jp

大逆事件犠牲者顕彰碑

新宮市

人権教育・啓発推進計画

<ダイジェスト版>

一人ひとりを大切にすま

人を思いやり、差別をなくす新宮市をめざして



新宮市

策定の背景、理念とこれまでの到達点

策定の背景

本市の人権教育・啓発の歴史をたどれば、1953(昭和28)年に結成された新宮市人権尊重委員会、1962(昭和37)年に策定され、それを1971(昭和46)年に改定した新宮市同和教育方針がその先鞭をつけています。そして1995(平成7)年に、市議会で人権擁護都市宣言が決議されたのち、1998(平成10)年に、本市では「新宮市人権行政基本計画」を策定しました。

和歌山県では1999(平成11)年に「人権教育のための国連10年和歌山県行動計画」が策定されましたが、本市はそれに先駆けて人権施策全般の方向性を指し示した取り組みとなりました。女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人等、従来よりも人権の範囲が広められたものでした。しかし、1998(平成10)年策定当時の時代の変化を読みつつあったものの、人権のその後の広範なひろがりの状況に対して過渡的な対応であったことは否めません。

2008(平成20)年3月策定の新しい新宮市総合計画では、人権意識を高めることが持続可能なまちづくり、地域づくりにつながるという考え方を明確に宣言しています。このような総合計画の理念を背景にし、1998(平成10)年策定より10年経過した人権行政基本計画を見直し、最近年の社会環境の変化や社会問題の多様化に即した新たな計画を作成することになりました。

基本的な理念

まちづくり、地域づくりの基礎に人権意識が必要である、という基本的な理念に立っています。第一に、「一人ひとりがその担い手」であること、そのためにはまず一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、「みんなを大切にする」、「つながりを大切にする」という共生と協働の社会実現のために考え行動することです。第二に、世界遺産として世界に認められた清らかな海や山や川が織りなす熊野の大地や豊かな文化で培われた、「思いやりの心」や、自由な文化性の風土に育まれた「進取の気性」で、人権文化の歴史を学び新しい課題に果敢に取り組む人づくりを進め、次世代につないでいくことです。

これまでの人権教育・啓発事業の到達点

さまざまな企画をこれまでも積み重ねてきました。こうした活動を基盤に、次世代に向けた発信をさらに発展的に行っていきます。

■最近の人権関連の企画とその分野別一覧(1998～2007年度)

事業推進主体	事業名	具体事業名/具体事業主体	
人権啓発課	人権尊重委員会学習会	人権学習会	
	人権尊重委員会講演会 広報折込み	【人権啓発講演会】【市民のつどい】【職員人権・同和教育問題全体研修会】 啓発パンフレット「明るいまちづくりをめざして」	
複 合	人権講演会	人権啓発課、地域人権・子育て推進委員会、スクールサポーター会議、 東牟婁子ども会連絡協議会、人権教育総合推進地域事業等	
教育委員会	学校教育課	人権講演会、子育て講演会 スクールサポーター	
	生涯学習課	ふれ愛講座	新宮市教育委員会 教育集会所 公民館 人権尊重委員会
		巡回相談<保育所(園)> 家庭教育学級<幼稚園>	
新宮保健所	健康教育・啓発事業等	新宮保健所	
民 間		ウィメンスタディズ熊野	
		ホスピス熊野学	
		わかやま子育てサポートネットワーク	
		大逆事件の犠牲者を顕彰する会	

5つの基本的取り組みと新たな推進体制の構築

5つの基本的取り組み

5つの基本的な取り組みを具体的に文章にして、下図に①～⑤まで書き込んでいます。①、②の流れは、従前の人権行政基本計画の流れを強化するものであり、③のような新たな人権課題を教育・啓発する活動が積極的に展開されます。さらに⑤のような、施策サービスの広範化・複合化によって生まれた新たな公共・公益サービスへのニーズと新しい人権課題を発見し、社会に周知、あるいは相談とつないでいく体制を強化する必要が出てきました。このようにさらに複雑化し複合化する人権課題の教育・啓発にさらに強力に取り組む推進本部と、人権啓発課、人権尊重委員会の組織整備が④で進められます。

新たな推進体制の模式図

○入りの番号は、基本的取り組みの番号と対応



市内体制の整備

- 教育委員会の学校教育課や生涯学習課との連携の強化、先進地の取り組みを学習するような実地研修プログラムの企画についての取り組み
- 各種メディアの活用と連携という観点から、より多様な広報活動体制の構築
- さまざまな社会資源を見つけそして連携を強化し、つなぎの体制の充実、人権教育・人権啓発の体制づくり
- ニーズや実態の調査や、多種多様な人権課題の迅速な把握や認識を深めるため、研究集団と連携した研究の推進

人権課題への取り組み

【主要な人権課題】

●同和問題

本市では、同和問題について基本的理解と認識が深まり、人権意識の高揚も進んできた一方、完全に差別が解消したとは言いがたい状況にあります。今後も、同和問題を人権課題の基本的課題と位置付け、これまで取り組んできた同和教育や啓発活動を人権教育・啓発の視点で発展的に再構築していきます。特に、残された課題が心理的要因によるところが大きいことに鑑み、家庭、学校、地域、職場など地域社会が一体となって人権教育・啓発に取り組んでいくことで差別意識の解消を図ります。

●女性

性別に関係なく、全ての人が互いを尊重して個々の能力を発揮できる社会を確立するために、これまでの取り組みを土台にして、男女共同参画の体制整備及び充実、既存の育児ネットワークの多層化と啓発による意識の向上を図っていきます。また、深刻な人権侵害である女性に対する精神的・身体的暴力行為に対する支援体制を強化し、継続的に啓発を行うことで、これらの根絶に向けて取り組んでいきます。

●子ども

本市では、児童館を中心に子どもたちの放課後の居場所づくりや見守り活動を行い、子育てネットワークを構築してきました。そこでは、学力、進路などの子ども自身の問題から生活に関わる家庭問題まで幅広く地域で共有し、解決に向けて取り組んできました。今後も子どもや子育て家庭への支援の充実を目指し、子育てしやすい環境を形成することで人権侵害の防止を図るとともに、人権侵害事象に対しては速やかに救済を行い、継続的な見守り体制の整備に努めていきます。

●高齢者

高齢者は、社会の大切な一員ですが、残念ながら高齢者に対する人権侵害事象も存在し続けています。こうした状況を解消するためには、世代間の理解を深め、偏見や差別意識を取り除くことや住み慣れた地域で暮らし続けることができるような環境づくり、さらには高齢者自身の人権意識の向上が必要です。高齢者は「保護の客体」ではなく「権利の主体」です。本市では、高齢者の社会参加を促進していくと同時に、高齢者が大切にされ、安心して快適な生活が送れるような環境づくりのための啓発や支援を進めていきます。

●障がい者

地域社会において、現在も障がい者に対する心理的・物理的障壁が存在しており、これらの障壁をどのように取り除くのが、課題になっています。本市では「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がいのある人もない人も地域社会の一員として、ともに生活できる社会の実現に向けて障がい者の人権を保障する施策を推進します。そのために、地域や日常生活における「物理的なバリアフリー化」や「心のバリアフリー化」を進めていきます。また、障がい者の社会参加と自立を図るための体制づくりや施策を推進します。

●外国人

本市においても多くの外国籍住民が住んでいますが、国籍や民族に関係なく同じ地域に暮らす住民です。本市では、常日頃から外国人を特別視せずに、文化、習慣、価値観等の違いを尊重し、相互理解を深めるための啓発や教育活動を推進します。また、関係機関と連携を図り、生活全般にわたる情報提供や相談、支援の充実を図るとともに、日本語教育や外国語併記の積極的採用など、誰もが安心して暮らせる環境づくりを推進していきます。

【近年の人権課題】

●婚外子

近年、婚外子に関わる問題として出生届の不受理、国際婚外子の国籍問題、「300日問題」などが頻繁に取り上げられています。家族のあり方が多様化している一方で、法律や制度の見直しが追いつかず無戸籍や無国籍の子どもがいるという事実を受け止め、啓発や問題の改善に取り組んでいく必要があります。

●派遣労働

近年、非正規労働者が増加し、「ワーキング・プア」や非正規雇用者の突然の解雇など、格差・貧困の拡大が大きな社会問題となっています。雇用・労働に関わる法改正の動きは見られますが、非正規従業員に対する職業・教育訓練、非正規労働者への均衡・均等処遇や正規雇用への転換、最低賃金や社会保障の見直しなどがなお求められています。

●先端医療

近年、バイオテクノロジーや医療技術の進展により、従来では想定できなかった問題が医療の対象となっています。医療技術の発展自体は望ましく、社会にとって有用なものですが、テクノロジーの側面からだけでは解決できない、医療技術の発展過程に関わりを持つ人の尊厳と深く関わることに留意していく必要があります。

●セクシャル・マイノリティ

「性同一性障害者」と「同性愛者」「両性愛者」が含まれますが、現在もなお、社会の側の無理解や偏見、嫌悪の感情に基づく差別や嫌がらせを受ける事例も見られます。性同一性障害に対する知識や同性愛、両性愛に対する知識を深めていくとともに、日常生活のさまざまな局面で多様な「性」の捉え方ができる社会を目指していきます。

人権課題への取り組み

●インターネット

近年、インターネットは日常生活で身近なものとなっていますが、匿名性の強い媒体でもあり、無責任な情報発信、人権侵害などが起こりやすく、不断の注意が必要です。

●刑を終えて出所した人／刑が確定していない人

本人の更生意欲が強くても社会の偏見などから刑を終えた人の社会復帰が拒絶されるケースが多く見られます。こうした人々の生活支援を行うセーフティネットの確立が急務となっています。

●犯罪被害者等

犯罪被害者は犯罪によって直接人権侵害を受けていますが、マスコミ取材などによる二次被害も深刻であり、被害へのケアとともに二次被害を防ぐことも課題となっています。

●アイヌの人々

1997（平成9）年に「北海道旧土人保護法」が廃止され、「アイヌ文化振興法」が制定されました。また、世界の先住民族と連帯し、差別の廃止、先住民としての権利獲得を求めて運動を続けています。

●HIV感染者・ハンセン病患者等

HIV感染者、ハンセン病や難病などであることに基づいた差別も深刻です。それぞれの症状に対する正しい知識の取得、社会の側の差別意識の払拭が課題となっています。

●ホームレスの人々

ホームレス問題は「野宿」だけではなく、不安定な居住にかかるさまざまな問題を指し、それぞれの場面に対して自立支援法に基づいた、適切な支援が必要となります。

●北朝鮮による人権侵害(北朝鮮拉致被害者)

拉致問題は国家主権の侵害、国際的連帯に反するという意味で明らかな人権侵害であり、早期の解決が望まれます。しかし、拉致問題に関連させる形での差別や偏見の助長は決して許されません。

●環境と人権

本市では「環境問題は人権問題である」という認識から、「エコ広場」の運営、環境教育や啓発活動、省エネ活動などを通じて環境配慮型社会形成への意識を高めるように努めています。

●地域差別

「人」だけではなく「地域」に対しても偏ったイメージに基づいた差別が行われてきました。その地域が置かれている状況や歴史的背景などを知ることが必要です。

●公権力

公共・公益サービスに携わる人々は、責任を十分に認識し、人権保障に基礎を置いて人権課題に向き合いつつ、サービスの質を低下させない配慮が求められています。

人権に関する相談窓口一覧

区分	相談窓口	日 時	場所・電話
人権全般	法務局 常設人権相談所	毎週 火 9:00~16:00	和歌山地方法務局新宮支局 新宮市緑ヶ丘3-2-64 Tel.0735-22-2757
	人権ホットライン	月~金 9:00~16:00 (祝日・年末年始を除く)	和歌山県人権啓発センター 和歌山市手平2-1-2 和歌山ビック愛2階 Tel.073-421-7830
	和歌山県 東牟婁振興局	月~金 9:00~17:45 (祝日・年末年始を除く)	和歌山県東牟婁振興局地域振興部総務県民課 新宮市緑ヶ丘2-4-8 Tel.0735-21-9650
	新宮市 人権啓発課	月~金 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)	新宮市人権啓発課 新宮市春日1-1 Tel.0735-23-3359
女 性	女性の悩み全般	(電話) 毎日 9:00~22:00 (面接) 月~金 9:00~17:00	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター 和歌山市毛見1437-218 Tel.073-445-0793
	総合相談	(電話) 月~土 9:00~20:30 (祝日は休み) (面接) 月~土 9:00~17:30 (祝日は休み)	和歌山県男女共生社会推進センター りいびる 和歌山市手平2-1-2 和歌山ビック愛9階 Tel.073-435-5246
子 ども	児童相談所	月~金 9:00~17:45 (祝日・年末年始を除く)	和歌山県紀南児童相談所新宮分室 新宮市緑ヶ丘2-4-8 東牟婁総合庁舎内 Tel.0735-21-9634
	子どもと家庭の テレフォン110番	月~金 9:00~20:00 土・日・祝日 9:00~16:30 (年末年始を除く)	和歌山県子ども・女性・障害者相談センター 和歌山市毛見1437-218 Tel.073-447-1152
	教育相談 電話専用ダイヤル	(一般) 月~金 9:00~17:00 (祝日・年末年始を除く) (いじめ専用) 月~金 9:00~18:00 (祝日・年末年始を除く)	和歌山県教育センター学びの丘 田辺市新庄町3353-9 Tel.0739-23-1988 (一 般)Tel.073-422-7000 (いじめ)Tel.073-422-9961
	新宮市 子育て支援センター	月~金 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)	新宮市子育て支援センター 新宮市新宮451 新宮市保健センター内 Tel.0735-23-3740
	新宮市教育委員会 学校教育課	月~金 8:30~17:15 (祝日・年末年始を除く)	新宮市教育委員会学校教育課 新宮市春日1-1 Tel.0735-23-3364
	福祉相談	新宮 毎週 木 10:00~15:00 熊野川 第1月曜 9:00~11:00	新宮市社会福祉協議会 新宮市野田1-1 新宮市福祉センター Tel.0735-21-2760 熊野川町保健センター 新宮市熊野川町日足655-1 Tel.0735-44-0595(熊野川ステーション)